第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	
日本 ¹⁾ JP	N	(円/時間)(Yen						(Yen/hour)	
	611	659	668	703	713	730	737	749	
							(円/日)(Yen/day)		
	4,866	5,256	_	_	_	_			
アメリカ us	Α						(ドル/時間)(US\$/hour)		
	4.25	5.15	5.15	6.55	$7.25^{2)}$	7.25	7.25	7.25	
カナダ ³⁾ CA	N					(カナ	(カナダドル/時間)(CA\$/hour)		
	4.75∼	5.00~	5.90~	$7.25 \sim$	$7.75 \sim$	8.25~	$9.50\sim$	$9.50\sim$	
	6.85	7.20	8.50	8.50	10.00	10.00	11.00	11.25	
イギリス GE	R	•	•	(ポンド/時間)(£/hour)					
一般(22歳/years old~	•)	3.70	5.05	5.73	5.80	5.93	6.08	$6.19^{4)}$	
若年者(18~21)		3.20	4.25	4.77	4.83	4.92	4.98	$4.98^{4)}$	
若年者(16~17)			3.00	3.53	3.57	3.64	3.68	$3.68^{4)}$	
フランス ⁵⁾ FR	A (フラン/B	(フラン/時間)(Franc/hour) (ユーロ/時				(ユーロ/時間)(Euro/hour)		
	36.98	42.02	8.03	8.71	8.82	8.86	9.00	9.40	
中国 ⁶⁾ CH	N	(元/月)(Yuan/month)							
深圳市/Shenzhen	380	547	690	1,000	1,000	1,100	1,320	1,500	
天津市/Tianjin	210	_	590	820	820	920	1,160	1,310	
上海市/Shanghai	270	_	690	960	960	1,120	1,280	1,450	
北京市/Peking	240	_	580	800	800	960	1,160	1,260	
韓国 ⁷⁾ KC	R						(ウォン/時間)(Won/hour)		
	1,275	1,865	3,100	3,770	4,000	4,110	4,320	4,580	
							(ウォン/日)(Won/day)	
	10,200	14,920	24,800	30,160	32,000	32,880	34,560	36,640	
タイ TH	Α						(バーツ/日	(Baht/day)	
	145	162	181	_	_	_	_	_	
	(バンコク	(バンコク/Bangkok)							
	_	_	_	203	203	206	215	$300^{8)}$	
フィリピン ⁹⁾ Ph	L(マニラ首	(マニラ首都圏/Metro Manila)				(ペソ/日)(Peso/day)			
非農業/Non-agriculture	145	250	325	382	382	404	426	456	
農業/Agriculture	135	213	288	345	345	367	389	419	
インドネシア ¹⁰⁾ ID	V (ジャカル	(ジャカルタ特別州/Jakarta) (ルピア/月)(Rupiah/mont						upiah/month)	
	4,600	286,000	711,843	972,605	1,069,865		1,290,000		
Verylot itter 6 - w kg		- 20							

資料出所 各国労働省及び統計局資料,カナダ:各州政府労働担当部署ウェブサイト

- 注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値,2002年度以降より時間額表示。
 - 2) 2009年7月24日から。
 - 3) 各年改訂後の州別最低賃金(General Minimum Wages, 各州とも別途職種別最賃を定めている)。
 - 4) 2012年10月から。
 - 5) 2010年より毎年1月1日に改定。2012年1月1日(通常の改定)より9.22ユーロ/時間。7月1日に物価上昇により9.40ユーロ/時に引上げ。
 - 6) 深圳市,天津市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。北京市は2013年1月より1400元。
 - 7) 毎年1月1日に改定。2013年1月1日より4,860ウォン/時間に引上げ。
 - 8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。
 - 9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2012年の改定は2段階で、6月に20ペソ、11月に10ペソ引き上げられた。
 - 10) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,200,000ルピア/月に改定。
 - ※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。